13　注５から注12までに定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

14　［略］

15　［略］

16　［略］

第２表

電気通信役務契約等状況報告
契約数等

年　月　日現在

サービスの種類

事業者名

1　契約数等

報告事項		契約数等
契約数		
	接続に係るＭＶＮＯ	
	ＭＮＯであるＭＶＮＯ	
	契約数が３万以上であるＭＶＮＯ	
事業者数		
	接続に係るＭＶＮＯ	
	ＭＮＯであるＭＶＮＯ	
参考事項		

［２　略］

注１　自ら提供する携帯電話又はＰＨＳに係る仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者（以下この表において「ＭＶＮＯ」という。）がある場合に記載することとし、携帯電話、三・九一四世代移動通信システムを使用する携帯電話（携帯電話の内数とする。）、第五世代移動通信システムを使用する携帯電話（携帯電話の内数とする。）及びＰＨＳごとに別葉とすること。

２　三・九一四世代移動通信システムを使用する携帯電話の報告については、三・九一四世代移動通信システムを使用する携帯電話及び第五世代移動通信システムを使用する携帯電話を一の契約で提供している場合には、当該契約に係るものを除くこと。

３　［略］

４　［略］

５　契約数のうち、「ＭＮＯであるＭＶＮＯ」の項については、携帯電話、ＰＨＳ又はＢＷＡアクセスサービスに係る基地局を設置している電気通信事業者（以下「ＭＮＯ」という。）に対して携帯電話サービスを提供している場合には、その契約数を記載すること。

６　［略］

７　［略］

７　注４から注６までに定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

８　［同左］

９　［同左］

10　［同左］

第２表

電気通信役務契約等状況報告
契約数等

年　月　日現在

サービスの種類

事業者名

1　契約数等

報告事項		契約数等
契約数		（　）
	接続に係るＭＶＮＯ	
	ＭＮＯであるＭＶＮＯ	
	契約数が３万以上であるＭＶＮＯ	
事業者数		（　）
	接続に係るＭＶＮＯ	
	ＭＮＯであるＭＶＮＯ	
参考事項		

［２　同左］

注１　自ら提供する携帯電話又はＰＨＳに係る仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者（以下この表において「ＭＶＮＯ」という。）がある場合に記載することとし、携帯電話（三・九一四世代移動通信システムを使用する携帯電話を含む。）及びＰＨＳごとに別葉とすること。

［新設］

２　［同左］

３　［同左］

４　契約数のうち、「ＭＮＯであるＭＶＮＯ」の項については、携帯電話、ＰＨＳ又はＢＷＡアクセスサービスに係る基地局を設置している電気通信事業者（以下「ＭＮＯ」という。）により提供されている場合には、その契約数の合計数を記載すること。

５　［同左］

６　［同左］